（決闘罪に関する件の一部改正）

第二条　決闘罪に関する件（明治二十二年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「重禁錮ニ処シ十円以上百円以下ノ罰金ヲ附加ス」を「拘禁刑ニ処ス」に改める。

第二条中「重禁錮ニ処シ二十円以上二百円以下ノ罰金ヲ附加ス」を「拘禁刑ニ処ス」に改める。

第四条第一項中「一月以上」を削り、「重禁錮ニ処シ五円以上五十円以下ノ罰金ヲ附加ス」を「拘禁刑ニ処ス」に改める。

（工場抵当法等の一部改正）

第三条　次に掲げる法律の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

一　工場抵当法（明治三十八年法律第五十四号）第四十九条第一項

二　法人の役員処罰に関する法律（大正四年法律第十八号）本則

三　戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第百三十二条から第百三十四条まで

四　国籍法（昭和二十五年法律第百四十七号）第二十条第一項

五　民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）第三十八条

六　出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第百九十五号）第五条、第五条の二第一項、第五条の三及び第八条第一項から第三項まで

七　公海に関する条約の実施に伴う海底電線等の損壊行為の処罰に関する法律（昭和四十三年法律第百二号）第一条第一項及び第二条第一項

八　民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第二百十二条及び第二百十三条第一項

九　民事保全法（平成元年法律第九十一号）第六十六条及び第六十七条

十　国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成三年法律第九十四号）第五条、第六条第一項及び第三項並びに第七条から第九条まで

十一　公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成十二年法律第百三十号）第一条第一項、第二条第一項及び第四条

十二　公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金等の提供等の処罰に関する法律（平成十四年法律第六十七号）第二条第一項、第三条第一項から第三項まで、第四条第一項及び第五条第一項

十三　人事訴訟法（平成十五年法律第百九号）第十一条

十四　弁護士法の一部を改正する法律（平成十六年法律第九号）附則第四条第一項

十五　労働審判法（平成十六年法律第四十五号）第三十四条

十六　総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第五十二条

十七　株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成十六年法律第八十八号）附則第二十六条及び第二十七条

十八　犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律（平成十八年法律第八十七号）第五十条及び附則第三条第三項

十九　国籍法の一部を改正する法律（平成二十年法律第八十八号）附則第十一条第一項

二十　家事事件手続法（平成二十三年法律第五十二号）第二百九十二条

二十一　私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律（平成二十六年法律第百二十六号）第三条第一項及び第三項

二十二　相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律（令和三年法律第二十五号）第十七条第一項

（刑法施行法の一部改正）

第四条　刑法施行法（明治四十一年法律第二十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「謂フ」を「謂ヒ刑法等一部改正法ト称スルハ令和四年法律第六十七号刑法等の一部を改正する法律ヲ謂フ」に改め、同条に次の一項を加える。

本法ニ於テ懲役（旧刑法ノ懲役ヲ除ク）ト称スルハ刑法等一部改正法ニ依ル改正前ノ刑法第十二条ニ定メタル懲役ヲ謂ヒ禁錮（旧刑法ノ禁錮ヲ除ク）ト称スルハ刑法等一部改正法ニ依ル改正前ノ刑法第十三条ニ定メタル禁錮ヲ謂ヒ拘留（旧刑法ノ拘留ヲ除ク）ト称スルハ刑法等一部改正法ニ依ル改正前ノ刑法第十六条ニ定メタル拘留ヲ謂フ

第三十二条中「懲役若クハ禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（公証人法等の一部改正）

第五条　次に掲げる法律の規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

一　公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第十四条第一号

二　検察庁法（昭和二十二年法律第六十一号）第二十条第一項第一号

三　保護司法（昭和二十五年法律第二百四号）第四条第一号

（暴力行為等処罰に関する法律の一部改正）

第六条　暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の一部を次のように改正する。

第一条、第一条ノ二第一項、第一条ノ三第一項及び第二条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第三条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「懲役若ハ禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（盗犯等の防止及び処分に関する法律の一部改正）

第七条　盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）の一部を次のように改正する。

第二条中「有期懲役」を「有期拘禁刑」に改める。

第三条及び第四条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（恩赦法の一部改正）

第八条　恩赦法（昭和二十二年法律第二十号）の一部を次のように改正する。

第七条第三項に次のただし書を加える。

ただし、刑の全部の執行猶予の言渡しがされているものとみなされている者に対しては、猶予の期間の短縮は行わない。

第七条第四項に次のただし書を加える。

ただし、刑の一部の執行猶予の言渡しがされているものとみなされている者に対しては、猶予の期間の短縮は行わない。

（裁判所法の一部改正）

第九条　裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第二項第二号中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第三十三条第二項中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同項ただし書中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第四十六条中「外、左の各号の一」を「ほか、次の各号のいずれか」に改め、同条第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第七十三条中「これを」を削り、「懲役若しくは禁錮又は千円」を「拘禁刑又は二万円」に改める。

（国会職員法の一部改正）

第十条　国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

（裁判官弾劾法の一部改正）

第十一条　裁判官弾劾法（昭和二十二年法律第百三十七号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「且つ」を「かつ」に改める。